

鳥取市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

本方針は、鳥取市における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

鳥取市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）及び鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年鳥取市条例第39号。以下「番号条例」といいます。）に定められた事務において、特定個人情報を取り扱います。番号法では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、鳥取市における管理体制及び管理要領を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱います。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報に関わる全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

（法令遵守）

（1）特定個人情報の適正な取扱いにあたっては、以下の関係法令等を遵守します。

ア 番号法

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）

エ 番号条例

オ 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年鳥取市規則第47号）

カ 鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）

キ 鳥取市個人情報保護条例施行規則（平成15年鳥取市規則第1号）

ク 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体等編及び事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

ケ 鳥取市情報セキュリティポリシー（平成16年4月制定）

（管理体制）

（2）個人情報保護管理組織及び情報セキュリティ対策組織に最高責任者を置き、鳥取市個人情報保護条例、鳥取市情報セキュリティポリシー及び鳥取市が保有する個人情報等の安全管理に関する要領（平成29年2月20日制定）等の規定に従い、特定個人情報を適正に管理・運用します。

(安全管理措置)

- (3) 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集・保管・利用・提供・廃棄、目的外利用の禁止)

- (4) あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で、特定個人情報を適正に収集・保管・利用・提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(取扱状況の記録及びアクセス記録)

- (5) 特定個人情報が記載された書類等の取扱状況及び情報システムにおける特定個人情報ファイルへのアクセス状況を記録し保管します。

(委託・再委託)

- (6) 特定個人情報を取扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先（再委託等を含みます。）において、番号法に基づき鳥取市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切に監督を行います。

(教育研修)

- (7) 特定個人情報等の取扱いについて、職員の理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識レベルの向上を図るため、必要な教育研修を定期的かつ継続的に実施します。

(内部監査)

- (8) 特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理に係る運用状況等について、内部監査を実施し、特定個人情報の保護に努めます。

(継続的改善)

- (9) 特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

(違反行為への対処)

- (10) 本方針及び関係法令・例規に反する行為に対しては、厳正に対処します。

平成29年2月20日策定

鳥取市長 深澤 義彦